

# 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場	設置年	平成 12 年
所在地	男鹿市野石字大場沢下1-78		
指定管理者	株式会社おが地域振興公社		
県所管課	観光戦略課 観光地域マネジメント推進 チーム		

## 1 施設の概要

設置目的	恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、ゆとりのある県民生活の実現に寄与するとともに、県内外の交流を促進し、地域の活性化を図る。					
県の施策上の施設の位置付け	<p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標</p> <p>人口減少の進行やデジタル技術の進展等のほか、コロナ禍により旅行ニーズの個人化・個性化が一層強まるなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、自立した稼ぐ観光エリアの形成に向けた地域観光を担う施設</p> <p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの</p> <p>旅行者の多様なニーズに応じたサービスの提供</p>					
施設の面積	敷地面積52,216.27㎡、延床面積314.67㎡					
主な設置施設	センターハウス、サニタリー棟など					
指定管理業務の内容	料金制	有（完全利用料金制）				
	料金設定	別紙				
	サウンディング実施対象施設※					
	指定期間	R3.4.1		～	R8.3.31	
	営業期間・時間	テントサイト等:4/10～10/30				
自主事業の内容	無し					
直近3年の年間利用者数	R3	1,798 人	R4	1,076 人	R5	1,074 人
直近3年の年間利用収入	R3	2,850 千円	R4	1,865 千円	R5	1,810 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入計		3,367	2,738	2,850	1,865	1,810
利用料金収入		3,214	2,668	2,803	1,842	1,784
指定管理料						
その他収入		153	70	47	23	26
支出計		3,241	3,289	3,307	3,391	3,441
人件費		2,096	2,334	1,990	2,081	1,772
光熱水費		312	240	307	405	433
修繕費		0	0	9	168	109
外部委託費		383	409	446	455	375
その他経費		450	306	555	282	752
差引		126	▲ 551	▲ 457	▲ 1,526	▲ 1,631

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### <観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

#### 【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### ○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度の目標	利用者数 2,000人
----------	-------------

#### ○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	1,074人	達成率	53.7%	
	具体的な取組とその効果	7月の大雨被害の影響により夏休み期間の利用者が減少したものの、R4年度並みの利用者数は確保できた。			
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	目標	2,250	2,000	2,000	
	実績	1,759	1,798	1,076	
	達成率	78.2%	89.9%	53.8%	
令和6年度の目標 (設定根拠)	目標	760人			
	設定根拠	施設の老朽化で一部使用不可なサイトが有り、また隣接の温泉施設が閉館したため、利用者数減で見込む。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### <観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	C	
	県 (所管課)	C	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。  
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

<観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	79.4%		
	具体的な 取組と その効果	苦情や要望には迅速に対応した。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	81.0%	81.1%	77.7%	

<観点Ⅱ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	B
	県 (所管課)	B	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

<観点Ⅲ> 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	修繕費等を削減。
	具体的な 取組と その効果	早期点検やこまめな修理により修繕費を抑制した。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	前年並みだったが、7月の豪雨災害による影響が大きい。
	具体的な 取組と その効果	場内整備等により景観を含めた維持管理を行いリピーターの増加を図った。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	<p>○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービス提供に支障は生じていない。</p> <p>○地域や関係団体等との連携 キャンプ利用客に対し、夕陽温泉WAOと協力し男鹿市の観光地・観光施設をPRした。</p> <p>○安全対策 お客様アンケートや施設の点検結果から、必要に応じて修繕を行い、利用者が常に安全に利用できる状態を保っている。</p> <p>○危機管理等 事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。</p>
--------------	---

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	老朽化したデッキや故障した機械等があり、今後改善していきたい。
	県 (所管課)	B	7月の豪雨災害により海水浴客を中心とした夏場の集客に影響があったものの、前年並みの利用者確保している。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)  
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

**【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】**

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
男鹿地域のアウトドア観光拠点として利用され、また、周辺地域への誘客にも寄与している。
○施設運営の課題
2000年に建設されてから24年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
利用者の安全や利便性の向上を図るための施設修繕を実施し、引き続き、男鹿地域の観光拠点施設として周辺地域への誘客を図る。

**【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】**

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>~<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

**【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】**

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

**【今後の対応方針の進捗状況について】**

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

(11宮沢海岸オートキャンプ場) 指定管理者制度導入施設評価票 別紙 (料金表)

秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場

区分		使用の単位	利用料金の額	
入場料	小学校児童及び中学生徒	1人につき	250円	
	一般		500円	
施設等利用料	テントサイト	宿泊	1区画1泊につき (芝電源無)	4,500円
			1区画1泊につき (芝電源有)	5,000円
			1区画1泊につき (ウッドデッキ電源無)	5,000円
			1区画1泊につき (ウッドデッキ電源有)	5,500円
		日帰り	1区画1回につき	1,700円
	キャンピングカーサイト	宿泊	1区画1泊につき	6,600円
			日帰り	1区画1回につき
	広場兼用テントサイト	宿泊	1区画1泊につき	2,200円
			日帰り	1区画1回につき
	シャワー		1回につき	100円

備考 この表における「小学校児童及び中学生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。